

「施設利用会員証」申込書

(注) 太枠内をすべてご記入ください。

協会会員番号	— —
事業所名	
申込責任者(担当者)名	
事業所所在地	(〒 —)
事業所電話番号	
申込枚数	枚

※協会記入欄	利用券No.	No.	～	No.
--------	--------	-----	---	-----

※ 宛先を明記した返信用の封筒(92円切手貼付)を同封のうえ、郵送にてお申込みください。

※ 申込枚数は、**1事業所10枚まで**でお願いします。

(ただし、被保険者が10人以下の事業所様につきましては、被保険者数まででお願いします。)

「施設利用会員証」のご利用について

- 「施設利用会員証」は、大阪府社会保険協会の会員事業所に勤務する被保険者様とその同居のご家族のみ利用できます。
- 「施設利用会員証」で利用できる施設は、[全国社会保険協会連合会]の契約施設および[大阪府社会保険協会]の契約施設です。
- 「施設利用会員証」は、有効期限までであれば何度でも利用(再利用)できますので、事業所内で管理のうえ、共同利用していただきますようお願いいたします。
- 「施設利用会員証」は、事業所内で共同利用していただくため個人様でのお申し込みはできません。
- 「施設利用会員証」は、契約施設を利用される際、1グループにつき1枚提示していただくこと
でご利用いただけます。

ただし、『湯快リゾート』は、1枚の提示で6名まで

『かんぽの宿』は、1枚の提示で4名まで

『関西サイクルスポーツセンター』は、1枚の提示で5名まで

『神戸ハーバーランド温泉 万葉倶楽部』は、1枚の提示で5名まで

のご利用となります。

- 「施設利用会員証」は、事業所名を必ずご記入のうえ、ご利用ください。
- 他の割引サービスとは併用できません。
- 有効期限の過ぎた「施設利用会員証」は、利用できません。
- その他ご不明な点があれば、大阪府社会保険協会までお問い合わせ下さい。